

# 大立寺墓地管理運営規則

## (目的)

- 第1条 大立寺墓地（以下、墓地という）は、大立寺の檀信徒、及びその縁故者が、供養墓並びにそれに関わる工作物を建立し追善供養を行うために供される。
- 2 本規則は墓地の管理運営に関する規則を定め、その管理運営の適正を図ることを目的とする。

## (管理運営)

- 第2条 墓地の管理運営は、大立寺代表役員である住職がこれを行う。

## (申込資格)

- 第3条 墓地の使用者（以下、使用者という）は、大立寺檀信徒及び将来檀信徒になる者に限る。
- ただし、大立寺と特別な関係があると住職が認めるときはこの限りではない。

## (申込と承諾)

- 第4条 墓地使用の申込者（以下、申込者という）は、後記の「誓約書」と、必要事項を記入した別紙「墓地使用許可願」とを添えて申し込み、大立寺の承諾を得なければならない。
- 2 大立寺が前項の申込を承諾し、別紙「墓地使用許可証」を使用者に交付し、墓籍簿に登録したときに、申込者は使用者となる。

## (永代使用料)

- 第5条 申込者は、墓地の永代使用料として、申込時に、別に定めるところの金額を大立寺に支払わなければならない。
- 2 永代使用料は、社会情勢等により変更することがあるが、申込後に追加金を求めることはない。
- 3 永代使用料は、申込後、理由の如何を問わず返還しない。

## (管理費)

- 第6条 使用者は、毎年度、春季彼岸会までに、別に定めるところの管理費を大立寺に支払わなければならない。

## (墓地使用に関する事項)

- 第7条 使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用しなければならない。
- 一 大立寺の指定した区画の範囲内で、供養墓その他の工作物を設置し、その保全に当たるものとする。
  - 二 巻石（杵石）は現存の物をそのまま使用することとし、巻石（杵石）を含め、供養墓その他の工作物の設置、変更、改造、移転をするときは、事前に大立寺の承認を得なければならない。
  - 三 供養墓その他の工作物の高さは地上1.8mを限度とし、他の墓地の迷惑とならないようにする。

現存の供養墓その他の工作物はこの限りではない。

- 四 埋葬できるものは火葬した人の御遺骨（焼骨）のみとする。
- 五 埋葬（納骨）するときは、埋葬許可証または改葬許可証を大立寺に提出し、大立寺による日蓮宗の法式に則った法要並びに儀式を行うこととする。
- 六 その他追善供養などの法要並びに儀式を行うときも、日蓮宗の法式に則り行うこととする。

#### （使用権の承継）

第8条 使用者が死亡したときは、祭祀承継者（民法第897条）がその地位を承継する。使用権の承継者は、大立寺に対し、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

- 2 使用者が生前にその地位を親族またはそれ以外の者に承継させる必要が生じたときは、大立寺に対しその旨を願い出て、大立寺の承認を得なければならない。

#### （使用権の放棄）

第9条 使用者は、大立寺に対し、書面による通知を行うことにより、使用権を放棄することができる。

- 2 前項の規定により使用権を放棄したときは、使用者は6ヶ月以内に、自らの負担で、墓地上の供養墓その他の工作物を撤去する等、墓地を原状に復し、墓地を大立寺に返還しなければならない。
- 3 使用者が6ヶ月以内に前項の手続きを完了しないときは、使用者は供養墓その他の工作物の所有権を放棄したものとみなし、大立寺が墓地を原状に復し、納められていた御遺骨（焼骨）を、大立寺永代供養塔「霊山廟」に改葬することができる。
- 4 前項の規定により、大立寺が、大立寺の負担で、原状に復したときは、生じた費用の一切を使用者に請求することができる。

#### （使用権の取り消し）

第10条 使用者が次の各号の一つに該当するときは、大立寺はその使用権を取り消すことができる。

- 一 大立寺の法要、儀式並びに慣行を無視し、または妨げたとき。
  - 二 他宗の法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
  - 三 使用者が離壇したとき。
  - 四 使用者の死亡後、後継ぎがない等で使用権の祭祀承継者がいない無縁状態になり、その状態が1年間続いたとき。
  - 五 大立寺の承認なく、使用権を第三者に譲渡または転貸したとき。
- 
- 2 使用者が次の各号の一つに該当するときは、大立寺は使用者に対し相当の期間を定めて履行、改善または除去を指示することができる。使用者がその指示に従わないときは、大立寺はその使用権を取り消すことができる。
    - 一 墓地以外の目的に使用しているとき。
    - 二 正当な事由なく5年以上大立寺に参詣または連絡をしないとき。
    - 三 3年以上管理費の支払を怠ったとき。

- 四 供養墓その他の工作物が倒壊、破損、その他修繕を要する状態にあるとき。
- 五 その他、本規則に違反しているとき。
- 3 1項、2項の規定により使用権が取り消されたときは、使用者はただちに、自らの負担で、墓地上の供養墓その他の工作物を撤去する等、墓地を原状に復し、墓地を大立寺に返還しなければならない。ただし、1項四号の規定により取り消されたときは、この限りではない。
- 4 使用権が取り消された後2年以内に前項の手続きを完了しないときは、使用者は供養墓その他の工作物の所有権を放棄したものとみなし、大立寺が墓地を原状に復し、納められていた御遺骨（焼骨）を、大立寺永代供養塔「霊山廟」に改葬することができる。
- 5 前項の規定により、大立寺が、大立寺の負担で、原状に復したときは、生じた費用の一切を使用者に請求することができる。

（管理権に基づく措置）

第11条 墓地の公用収用、または墓地の整備その他の理由で必要性が生じたことにより、大立寺が使用者に対し改葬を求めたときは、使用者はこれを拒んではならない。

（規則に定めのない事項）

第12条 本規則に定めのない事項に関しては、誠意をもって相談のうえ、決定する。

- 付則1 この規則は平成27年8月1日よりこれを施行する。
- 2 この規則施行以前の使用者はこの規則により使用権を承諾されたものとみなす。
- 3 100 cm×120 cmを一区画の基準とし、永代使用料は60万円とする。基準と異なる面積の墓地の永代使用料は、面積に応じて比例計算により決定する。  
ただし、布施であるため、申込者側の状況に応じ、金額の相談には応じうる。
- 4 管理費は1区画、年3,000円とする。